

# 埼玉県報



埼玉県発行

## 目次

### 告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (中央創造) 一
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 ( ) 二
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (西部創造) 二
- ( ) 二
- ( ) 二
- (秩父創造) 三
- 地籍調査の成果の認証 (土地水政策課) 三
- 平成二十年三月償還分抽せん銘柄等の告示 (財政課) 三
- 個人事業税所得金額等決定書作成業務委託に関する入札公告 (税務課) 四
- 県有地の売払いに関する入札公告 (管財課) 五
- 一般国道十七号本庄道路に係る環境影響評価公聴会の開催 (温暖化対策課) 六
- 大規模小売店舗の変更に関する

### 公示

(商業支援課)

- 清算法人市野川第二土地改良区の清算人退任届 (東松山農林) 七
- 清算法人市野川第二土地改良区の役員退任届 ( ) 七
- 肥料の登録の有効期間の更新に関する告示 (農総研水田農業研究所) 七
- ( ) 八
- ( ) 八
- ( ) 八
- 肥料の登録の失効に関する告示 ( ) 九
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課) 九
- 入間都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 九
- 東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 ( ) 九
- 川越都市計画市場の変更に係る

### 図書の写しの縦覧

(都市計画課)

- 草加都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(下水道課) 一〇
- 宅地建物取引業者の処分 (開発指導課) 一〇
- 平成十九年十月から十二月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況 (出納総務課) 一〇

## 告示

### 埼玉県告示第四十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaker-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年一月十一日

埼玉県知事 上田清司

- 開発行為に関する工事の完了公告 (東松山県土) 一一
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (本庄県土) 一一
- 公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の認定 (行田県土) 一二

### 雑報

- 人事異動 (人事課) 一二

一 申請のあった年月日 平成十九年十二月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人埼玉県障害者協議会

三 代表者の氏名 河端 静子

四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市浦和区大原三丁目一〇番一号

五 定款に記載された目的

この法人は、国際障害者年を契機に、障害者の社会参加への「完全参加と平等」の実現をめざし埼玉県内の障害者団体を中心に連携をすすめる、もって障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促す。

進することを目的とする。

埼玉県告示第四十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamaken-npo.net/))により縦覧に供する。

平成二十年一月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みんなの風福祉会

三 代表者の氏名

菊池 誠一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市中央区上峰三丁目

五番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害のある児童・生徒の豊かで安全な放課後の生活の場、障害者への労働の場の提供や地域での生活の向上を図るための事業を行うことによつて、健全で豊かな地域社会の確立並びに社会福祉全体の発展に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第四十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamaken-npo.net/))により縦覧に供する。

平成二十年一月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名

埼玉県知事 上田清司

平成二十年一月十一日

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名

埼玉県知事 上田清司

称

NPO法人 西川・森の市場

三 代表者の氏名

井上 淳治

四 主たる事務所の所在地

埼玉県飯能市大字井上三十八番地

五 定款に記載された目的

この法人は、時代が求める良質な西川材を提供し、西川の森と直接結ばれた家づくりをサポートすることによつて、地域の財産・西川の森を守ることが目的とする。

埼玉県告示第四十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamaken-npo.net/))により縦覧に供する。

平成二十年一月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名

NPO法人彩の国環境活動推進会

三 代表者の氏名

竹内 正

四 主たる事務所の所在地

埼玉県富士見市大字水子九百十七番地十九

五 定款に記載された目的

この法人は、市民が相互に研鑽し、地球温暖化、資源、エネルギーなどに関する科学的な知識に基づく環境保全に関する調査研究、管理システムの普及・推進、地域の企業や各種団体等の組織的環境活動を支援し、もつて環境問題の改善に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第四十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamaken-npo.net/))により縦覧に供する。

平成二十年一月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月二十七日

造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年一月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人グリーンフォレストジヤパン

三 代表者の氏名

横路 美喜緒

四 主たる事務所の所在地

埼玉県飯能市大字上名栗二千四百六十五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、かけがえのない貴重な緑、残していきたい美しい森林、伝えたい木の文化に対し、関係団体、地域住民、行政機関、民間企業と共に、森林所有者や山村地域と協力しあい、美しい森づくりの仕組みを構築したい。この豊かな森を次世代に継承することを目的に掲げ、山村地域の活性化と森林保全活動を推進することにより、二酸化炭素を削減して、地球温暖化防止に貢献するなどを含み、国民に対して森林文化を継承する意義の周知活動及び自然環境文化の醸成並びに森林業を

普及させるための啓蒙及び啓発に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第四十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県秩父地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション (<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年一月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年十二月二十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 平賀源内三峰

三 代表者の氏名

小池和雄

四 主たる事務所の所在地

秩父市荒川白久一三三八番地二

五 定款に記載された目的  
この法人は、平賀源内と秩父の歴史をふまえての市民参加のまちづくり事業を推進することにより、三峰口駅周

辺、奥秩父観光及び荒川上流域の特産品観光の活性化に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第四十七号

川越市及びときがわ町における地籍調査の成果を、国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年一月十一日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
川越市	平成十八年度 平成十九年度	地籍図 地籍簿	大東第七 (大字大塚新田、 南大塚の各一部)	平成二十年 一月七日
ときがわ町	平成十八年度 平成十九年度	地籍図 地籍簿	玉川三 (大字玉川の 一部)	平成二十年 一月七日

埼玉県告示第四十八号

埼玉県公債の平成二十年三月の定時償還について、次のとおり抽せんする。

平成二十年一月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 銘柄、償還期日及び償還額

銘柄	償還期日 (年・月・日)	償還額 (万円)
10/ホ	20.3.23	96,000
10/ハ	20.3.23	13,806

- 二 抽せん日時  
平成二十年一月十五日
- 三 抽せん場所  
さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号  
(株)埼玉りそな銀行県庁支店
- 四 抽せん方法  
せん札抽せん

埼玉県告示第四十九号

次のおおりの一般競争入札に付する。  
平成二十年一月十一日

埼玉監査官 田 豊 臣

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び予定数量  
個人事業税所得金額等決定書作成業務委託 (3月業務) 7,500件
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間  
平成20年3月19日(水)から同月31日(月)まで
- (4) 履行場所  
浦和・上尾・春日部の各税務署
- (5) 入札方法  
入札金額は、1件当たりの単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分が「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」で営業品目に「写真撮影」を掲げている者であつて、同公示に基づき資格がA又はBの等級に格付けされていること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づき、指名停止期間中でない者であること。
- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づき指名除外措置を受けていない者であること。
- (5) 業務期間中、3税務署に機材・人員を派遣し、マイクロ写真撮影を行うことが可能である者であること(詳細は仕様書による)。
- (6) 同規模の業務について、過去官公庁等との取引実績を有するとともに、埼玉県個人情報保護条例が必要とされる措置を講ずることができる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部税務課間税担当 中村 雄樹 電話048-830-2659(直通)
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 職員会館4階402会議室

イ 日時

平成20年2月7日(木) 午後2時

- (4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 職員会館4階402会議室

イ 日時

平成20年2月28日(木) 午後2時

- 4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に7,500を乗じた額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた金額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に7,500を乗じた額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた金額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成20年2月15日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書による入札は無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第五十号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年一月十一日

埼玉県知事 上田 清司

一 入札内容

イ 件名

土地建物の売却

ロ 土地の表示

土地の所在	地目	地積(平方メートル)
さいたま市浦和区仲町四丁目一〇二八番一	宅地	九六四・一九
さいたま市浦和区仲町四丁目一〇二八番四	宅地	七三・五四
桶川市大字坂田字護摩堂八〇二番二六	宅地	三〇八・三二
鴻巣市原馬室字下曾部二七二番一	宅地	一六九・四九

ハ 建物の表示

建物の所在	種類	延床面積
さいたま市浦和区仲町四丁目一〇二八番地一 外	共同住宅	七三二・三五

二 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に該当する者は、入札に参加できない。

三 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所、入札参加申込みの場所並びに問い合わせ先

郵便番号三三〇一九三〇一 埼玉県さいたま市浦和高砂三丁目十五番一号  
 埼玉県庁本庁舎三階南西 埼玉県総務部管財課公有財産担当 平井、若林、金森  
 電話〇四八―八三〇―二五八一(直通)

四 入札手続等

イ 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、平成二十年一月二十八日(月)から同年二月六日(水)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前十時から午後四時までの間(正午から午後一時までの間を除く。)に申込みをしなければならない。

なお、郵送による申込みは受け付けない。  
 ロ 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時

平成二十年二月十九日(火) 午前十一時から  
 締切後開札

(2) 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十四番二十一号 職員会館三階三〇一  
 会議室

ハ 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

ニ 入札保証金

入札参加者の見積もる契約金額の百分の五以上の額(銀行振出の小切手により納付すること。)

ホ 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札参加要領に違反した入札は無効とする。

ヘ 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。

### 埼玉県告示第五十一号

埼玉県環境影響評価条例(平成六年埼玉県条例第六十一号)第十七条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成二十年一月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 件名

一般国道十七号本庄道路に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

一般国道十七号本庄道路に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見

### 埼玉県告示第五十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年一月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク佐谷田店

熊谷市佐谷田二千四百六 外十四筆

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 原島 功

寄居町大字用土五千四百五十六

(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島 功

寄居町大字用土五千四百五十六

ウエルシア関東株式会社 代表取締役 鈴木 孝之

さいたま市見沼区東大宮四の四十七の七

ハ 変更年月日

平成十九年十二月十三日

ニ 届出年月日

平成十九年十二月二十一日

二 縦覧期間

平成二十年一月十一日から平成二十年五月十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部産業労働センター

四 意見を聴こうとする事項

三 都市計画決定権者の名称

埼玉県

ウ 平成二十年二月三日(日) 午前十時から正午まで

深谷市岡部公民館

イ 平成二十年二月二日(土) 午後二時から四時まで

本庄市中央公民館

ア 平成二十年二月二日(土) 午前十時から正午まで

上里町役場四階大

会議室

ウ 平成二十年二月三日(日) 午前十時から正午まで

深谷市岡部公民館

イ 平成二十年二月二日(土) 午後二時から四時まで

本庄市中央公民館

ア 平成二十年二月二日(土) 午前十時から正午まで

上里町役場四階大

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十年一月十一日から平成二十年五月十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第五十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、清算法人市野川第二土地改良区から清算人を退任した者の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十年一月十一日

埼玉県知事 上田 清 司

清算人の氏名及び住所

氏名	住所
船戸 志郎	比企郡嵐山町大字越畑一九七九番地
田口 次雄	同 小川町同 能増三五四番地
坂田 傅治	同 同 高見七八二番地
鈴木 進	同 同 奈良梨五八〇番地
新井 吉郎	同 同 九二一番地

埼玉県告示第五十五号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、平成十九年十月二十五日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第

轟 行雄 比企郡小川町大字奈良梨九三〇番地

千野 昭三 同 同 八九二番地

佐藤 保 同 同 能増四八五番地

田口 正朔 同 同 一四九番地

根岸 忠次 同 同 五六一番地

中島 勝儀 同 同 上横田四三九番地

福島 和男 同 同 高見一三六番地

根岸 久男 同 同 一四四番地

関口 健造 同 同 四二三番地

船戸 利夫 同 同 嵐山町同 越畑一二七番地三

青木 文男 同 同 同 一九七四番地

埼玉県告示第五十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、清算法人市野川第二土地改良区から監事を退任した者の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十年一月十一日

埼玉県知事 上田 清 司

退任職名	氏名	住所
監事	石川 幹雄	比企郡小川町大字能増一八〇番地
同	野澤 健司	同 同 奈良梨八九七番地一

一項の規定により公告する。

平成二十年一月十一日

埼玉県知事 上田 清 司

登録番号 埼玉県第 六二二号	肥料の種類 肉かす粉末	肥料の名称 10・0肉かす粉末	保証成分量(%) その他の規格 窒素全量 十・〇 その他の制限事項は公 定規格のとおり	登録の有効期限 平成二十五年十一月五日	生産業者の氏名 又は名称及び住所 大東肥料株式会社 東京都江東区亀戸六丁目49番12号
----------------------	----------------	--------------------	---	------------------------	--

埼玉県告示第五十六号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、平成二十年一月十一日

第一項の規定により公告する。

埼玉県知事 上田清司

登録番号 埼玉県第 六六〇号	肥料の種類 乾燥菌体肥料	肥料の名称 東水1号	保証成分量(%) その他の規格 窒素全量 五・五 りん酸全量 一・〇 含有を許される有害成 分の最大量及びその他 の制限事項は公定規格 のとおり	登録の有効期限 平成二十二年十二月十五日	生産業者の氏名 又は名称及び住所 東洋水産株式会社 東京都港区港南2丁目13番40号
----------------------	-----------------	---------------	---	-------------------------	---

埼玉県告示第五十七号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、平成二十年一月十一日

第一項の規定により公告する。

埼玉県知事 上田清司

登録番号 埼玉県第 五九二号	肥料の種類 混合有機質肥料	肥料の名称 混合有機質肥料52号	保証成分量(%) その他の規格 窒素全量 五・〇 りん酸全量 二・〇 含有を許される有害成 分の最大量及びその他 の制限事項は公定規格 のとおり	登録の有効期限 平成二十二年十二月二十六 日	生産業者の氏名 又は名称及び住所 朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
----------------------	------------------	---------------------	---	------------------------------	---



埼玉県告示第五十八号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七号)第十四条の規定により、次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十年一月十一日

埼玉県知事 上田清司

登録番号 埼玉県第 五一三号	肥料の種類 副産植物質肥料	肥料の名称 醗酵副産肥料1号	保証成分量(%) その他の規格 窒素全量 一・〇 加里全量 八・〇	生産業者の氏名又は 名称及び住所 朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
埼玉県第 五一四号	混合有機質肥料	混合有機質肥料1号	窒素全量 五・〇 加里全量 五・〇 含有を許される有害成分の最大 量及びその他の制限事項は公定 規格のとおり	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
埼玉県第 六三七号	副産動物質肥料	副産動物質肥料210号	窒素全量 二・〇 加里全量 十・〇 含有を許される有害成分の最大 量及びその他の制限事項は公定 規格のとおり	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

埼玉県告示第五十九号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規定で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十年一月十一日

埼玉県知事 上田清司

許可番号

第二〇〇七―七―〇号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

本庄市共栄字北共和八二番地一、八三番地一、九四番地、九五番地、一〇〇番地、一〇一番地、一一二番地、一一三番地、一一八番地、一一九番地二、一一九番地三、一三五番地

雨水流出抑制施設の容量

容量 一四三六・四立方メートル

浸透効果量 八九・二立方メートル

毎秒

埼玉県告示第六十号

入間市から入間都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整

備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年一月十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第六十一号

東松山市から東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す

る同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年一月十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第六十二号

川越市から川越都市計画市場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年一月十一日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第六十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和四十八年埼玉県告示第百二十八号で告示した草加都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十年一月十一日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

草加市

二 都市計画事業の種類及び名称

草加都市計画下水道事業草加公共下

水道

三 事業施行期間

昭和四十八年一月二十六日から

平成二十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十八年埼玉県告示第百二十八号、昭和五十七年埼玉県告示第千三百五十号、昭和六十年埼玉県告示第百七十七号、平成元年埼玉県告示第百六十二号、平成二年埼玉県告示第千四百七十七号、平成五年埼玉県告示第八百十八号、平成六年埼玉県告示第百八号、平成十一年埼玉県告示第百五号及び平成十五年埼玉県告示第七百二十七号の事業地に草加市青柳八丁目、大字柿木町字鶴、字亀及び大字柿木町字松を加える。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十八年埼玉県告示第百二十八号、昭和五十七年埼玉県告示第千三百五十号、昭和六十年埼玉県告示第百七十七号、平成元年埼玉県告示第百六十二号、平成二年埼玉県告示第千四百七十七

号、平成五年埼玉県告示第八百十八号、平成六年埼玉県告示第百三十三号、平成十一年埼玉県告示第百五号及び平成十五年埼玉県告示

第七百二十七号の事業地のうち、草加市松江六丁目及び稲荷五丁目地内において事業地を変更する。

埼玉県告示第六十四号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十五条の規定により、次の表の上欄に掲げる宅地建物取引業者に対し、平成十九年十二月二十一日付けで同表下欄のとおり処分した。

平成二十年一月十一日

埼玉県知事 上田清司

商号又は名称	氏名(法人にあっては代表者の氏名)	主たる事務所の所在地	処分の内容
よしげ屋株式会社	石井 規雄	所沢市宮本町二丁目十二番二十五号	平成二十年一月十五日から十二日間の業務の全部の停止
株式会社住研財産 コンサルティング	渡邊 清	富士見市鶴瀬東一丁目九番二十九号	平成二十年一月十五日から六日間の業務の全部の停止

埼玉県告示第六十五号

平成十九年十月から十二月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十年一月十一日

埼玉県知事 上田清司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年一月十一日  
埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

平成十九年十月十九日

第一九〇〇八五〇号

二 検査済証番号

平成十九年十二月二十八日

第一九〇一四六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字上横田字道上二〇

五七一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町大字月輪一三一―四

リヴェールオールC一〇二号

鈴木 香

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十年一月十一日

埼玉県本庄県土整備事務所長 鈴木 信司

指定番号	指定年月日	指定した道路の位置	道路の幅員 (単位メートル)	道路の延長 (単位メートル)	申請者の住所及び氏名又は名称
第三号	平成十九年九月三日	児玉郡上里町大字七本木字三軒西前一八四六番の四	五・〇〇	一八・〇五	児玉郡上里町大字堤六九六番地七株式会社 上里建設 代表取締役 戸矢元一
第四号	同年同月十一日	児玉郡上里町大字三町字寺東八五番の二、八六番の一、八六番の三、八六番の八、八六番の一〇から八六番の一二まで及び八五番の二先道路	四・四四 四・五〇	六六・三七	児玉郡上里町大字三町一〇番地二岡村 和幸
第五号	同年同月二十日	児玉郡上里町大字七本木字三田三六一七番の七七	五・〇〇	二八・七五	本庄市西富田七六二番地一 ケイアイスター不動産株式会社 代表取締役 塙 圭二
第六号	同年十一月六日	児玉郡神川町大字渡瀬字上サ前八八四番の一六、八八四番の一七及び八八四番の二八	四・五〇	二一・六八	群馬県藤岡市鬼石丙五一八番地株式会社 石田屋 代表取締役 石田房嗣
第七号	同年同月同日	児玉郡神川町大字渡瀬字上サ前八八四番の二四、八八四番の二五及び八八四番の二九	四・五〇	二六・四二	児玉郡神川町大字渡瀬八五八番地八石栄オネスト株式会社 代表取締役 石田榮子
第八号	同年同月二十日	児玉郡上里町大字七本木字稲荷北二五四五番の一	四・五〇	一七・八七	本庄市けや木二丁目四番八号株式会社 リングス 代表取締役 小杉 公良

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四号  
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定により  
 認定したので、次のとおり公告する。

平成二十年一月十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 並木孝之

認定番号 第千五百三十四号	認定年月日 平成十九年十二月二十七日	対象区域 埼玉県加須市花崎北二丁目十六番一	公告に係る対象区域等を縦覧に供する場所 行田県土整備事務所
------------------	-----------------------	--------------------------	----------------------------------

雑報

収用委員会委員任命

松下祐典委員は、十二月二十六日任期満了し、十二月二十七日次の者が任命された。

収用委員会委員 加村啓二

野口卓爾委員は、十二月二十六日任期満了し、十二月二十七日次の者が任命された。

収用委員会委員 斎藤博

収用委員会予備委員任命

加村啓二委員は、十二月二十六日辞職し、十二月二十七日次の者が任命された。

収用委員会予備委員 白鳥敏男

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一 号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)
	埼玉県土整備ホームページ http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm